

EV充電機器の道路占用許可について

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

栗本係員

秋！紅葉シーズン！！

竹林係員

・・・どうしたのですか、突然？

栗本係員

竹林さん、絶好のドライブシーズンだよ！

竹林係員

そうは思いますが・・・。

栗本係員

だよね！だから車を買おうと思っているんだよ。時代はエコカーってことで、EVカーか、PHEVカーをね！

渡邊課長

(栗本君、あまり貯金ないように見えるけれど、そこはしっかりしているんだな。)

竹林係員

ええと・・・車のことは詳しくないので、よくわからないのですが。

栗本係員

簡単に説明すると、EVカーは電気だけで走る電気自動車ことだよ。

PHEVカーはEVカーと同じように直接コンセントから電気を充電して電気自動車として走れるし、従来のガソリンエンジンも搭載されているから、途中で電池切れ・・・なんてことになっても大丈夫で、長距離も安心して走れるんだ。

EVカーは充電機器の設置が不十分なものもあって、まだまだ長距離を走るのは難しいんだよね。

竹林係員

そうなのですか。

栗本係員

(しまった、あんまり興味なさそうだ・・・。)

竹林係員

そういうえば、電気自動車のための充電機器の道路占用の取扱いについての通知がありましたね。

栗本係員

平成23年12月21日付けの「規制・制度改革に係る方針」に基づく道路占用許可事務の取扱いの周知に関する通知だね。

竹林係員

この通知で電気自動車のための充電機器は、道路法第32条第1項第1号の「その他これらに類する工作物」に該当するものとして取り扱うこととなっているので、道路占用許可対象物件にはなっていませんね。

栗本係員

そうだね。竹林さん、ここで問題だけれど、この電気自動車のための充電機器には、何が含まれると思う？

竹林係員

含まれるものですか？充電機器以外に何が・・・。

栗本係員

じゃあ例えば、充電機器の設置に併せてその上屋も整備したいって道路占用許可申請があったら？

竹林係員

そうですね・・・上屋が一体として機能するのであれば、一つの許可としても良いと思います。

栗本係員

そうだね。

竹林係員

ということは、充電機器専用の駐車スペースも、専ら、充電しようとする車が使用するスペースですから、充電機器と併せて一つの許可として取り扱えるということなんですね。

栗本係員

そうだと思うよ。ただ、無余地性の基準は適用されるから、道路占用許可基準等と併せて許可の判断をしないとね。

竹林係員

無余地性の基準は、例えば道の駅に充電機器を設置しようとした場合、近くに設置する余地がありそうで、判断が難しいですよね。

渡邊課長

(そろそろ私の出番かな?)

栗本係員

無余地性の基準か～。それは、そうだなあ・・・。

渡邊課長

竹林さんの指摘のとおり、道の駅には近くに余地がありそうだね。かといって、それをもって認められないというのは、少し乱暴かもしれないね。

栗本係員

といいますと？

渡邊課長

道路上から見えにくいところだったり、あまりにも離れすぎていたらどうだい？そういうったところに設置したとしても、必要な人にとっては不便でならないよね。充電機器の効用を十分に発揮するためには、道の駅以外に余地がない場合も考えられるんだ。

竹林係員

充電機器は道路利用者の利便性向上に資するものですし、そういうことも考慮しないといけないですね。

渡邊課長

そう。柔軟な判断が求められる場合もあるんだよ。

栗本係員

よーし、充電機器が街に増えれば長距離ドライブも安心になるぞ！

渡邊課長

車を買うって言っていたね。栗本君はちゃんと貯金しているんだな。

栗本係員

やだなあ課長、給与もカットされたし、貯金なんてないですよ！ローンですローン！

竹林係員

．．．。

渡邊課長

それでこそ栗本君だ！

(参考) 直轄国道における電気自動車のための充電機器の道路占用許可事例



・国道 25 号 伊賀サービスエリア（三重県）



・国道 2 号 道の駅みはら神明の里（広島県）